

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和3年3月31日

中国運輸局長 河原 畑 徹



1. 届出事項の概要

- (1) 事案番号：R2-9
- (2) 届出者：株式会社中国バス
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線の一部廃止）届
- (4) 届出年月日：令和3年 3月 8日
- (5) 廃止予定日：令和3年 9月30日
- (6) 廃止しようとする路線の概要

○ 廃止路線

- ① 起点：広島県福山市御幸町大字上岩成906先
終点：広島県福山市御幸町大字森脇414-5先 キロ程： 1. 1km
- ② 起点：広島県神石郡神石高原町小畠2085-1先
終点：広島県神石郡神石高原町井関2582-4先 キロ程： 4. 9km
- ③ 起点：広島県神石郡神石高原町福永甲1538先
終点：広島県神石郡神石高原町牧398-1先 キロ程： 5. 5km
- ④ 起点：広島県神石郡神石高原町牧398-1先
終点：広島県神石郡神石高原町田頭丙435先 キロ程： 4. 3km
- ⑤ 起点：広島県神石郡神石高原町田頭丙435先
終点：広島県神石郡神石高原町田頭甲20先 キロ程： 0. 9km
- ⑥ 起点：広島県神石郡神石高原町田頭甲20先
終点：広島県府中市上下町階見2812先 キロ程： 4. 9km
- ⑦ 起点：広島県府中市上下町階見2812先
終点：広島県神石郡神石高原町高蓋2-3先 キロ程： 2. 3km
- ⑧ 起点：広島県神石郡神石高原町高蓋2-3先
終点：広島県神石郡神石高原町桑木542-2先 キロ程： 2. 6km
- ⑨ 起点：広島県神石郡神石高原町桑木542-2先
終点：広島県神石郡神石高原町父木野2308-3先 キロ程： 0. 9km
- ⑩ 起点：広島県神石郡神石高原町父木野2308-3先
終点：広島県福山市新市町大字藤尾1478-3先 キロ程： 7. 8km

- | | | |
|---|--|------------|
| ⑪ | 起点：広島県福山市新市町大字藤尾1478-3先
終点：広島県福山市新市町大字金丸1763先 | キロ程： 2.4km |
| ⑫ | 起点：広島県府中市中須町73-15先
終点：広島県府中市中須町81-1先 | キロ程： 0.2km |
| ⑬ | 起点：広島県福山市新市町大字新市405-3先
終点：広島県福山市新市町大字新市560先 | キロ程： 0.3km |
| ⑭ | 起点：広島県尾道市御調町大字神149-2先
終点：広島県尾道市御調町大字高尾字美路久1369先 | キロ程： 2.5km |
| ⑮ | 起点：広島県世羅郡世羅町西神崎878番地の1先
終点：広島県世羅郡世羅町賀茂3147-1地先 | キロ程： 5.9km |
| ⑯ | 起点：広島県世羅郡世羅町賀茂3147-1地先
終点：広島県世羅郡世羅町津口2967地先 | キロ程： 3.0km |
| ⑰ | 起点：広島県世羅郡世羅町津口2967地先
終点：広島県世羅郡世羅町津口587地先 | キロ程： 1.2km |
| ⑱ | 起点：広島県世羅郡世羅町津口587地先
終点：広島県世羅郡世羅町大字津口字定光地谷980-5地先 | キロ程： 0.9km |
| ⑲ | 起点：広島県世羅郡世羅町大字津口字定光地谷980-5地先
終点：広島県世羅郡世羅町小国2894地先 | キロ程： 1.4km |
| ⑳ | 起点：広島県世羅郡世羅町小国2894地先
終点：広島県世羅郡世羅町小国4656地先 | キロ程： 2.3km |
| ㉑ | 起点：広島県世羅郡世羅町小国2990先
終点：広島県世羅郡世羅町小国889-23地先 | キロ程： 0.3km |
| ㉒ | 起点：広島県世羅郡世羅町小国4656地先
終点：広島県世羅郡世羅町小国4508-5地先 | キロ程： 0.3km |
| ㉓ | 起点：広島県世羅郡世羅町本郷624先
終点：広島県世羅郡世羅町西上原879-3先 | キロ程： 1.2km |
| ㉔ | 起点：広島県世羅郡世羅町本郷942-7先
終点：広島県世羅郡世羅町本郷946-1先 | キロ程： 0.9km |

○ 運行系統

油木～姫谷・四ツ角・中国中央病院～福山駅前

(43.1km 平日3.0回 土日祝2.5回)

呉ヶ峠～牧・高蓋～福山駅前

(54.2km 平日1.0回)

油木～高蓋～福山駅前

(52.5km 平日2.0回 土日祝1.0回)

高蓋～上井関・四ツ角～福山駅前

(39.7km 平日1.0回)

甲山営業所～世羅中学校～下戸張

(19.6km 平日1.0回 土曜1.0回)

甲山営業所～世羅中学校・賀茂～小国

(20.9km 平日3.0回)

- (7) 廃止を必要とする理由
路線収支が悪化したため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。